

喜見山 明 議員



会計年度任用職員制度の取組について

答弁

11月定例会議で条例改正について上程する予定

や報酬の設定を進め、円滑に制度が導入出来るよう、現在、条例等の整備を行っている。総務省の会計年度任用職員制度導入に向けた事務処理マニュアルでは、2019年春までに条例化という想定スケジュール案が出されているが、必ずしも春までに改正しなければならないというわけではない。市としては、11月定例会議に条例改正について上程する予定である。

議員

平成25年5月、地方公務員法・地方自治法の一部が改正され、これまで市役所で働いていた非常勤職員及び臨時職員は、「一般職非常勤職員(地公法第17条)」「臨時的任用職員(地方公第22条2項5号)」として任用していたが、新たに「会計年度任用職員」という名称で任用されることになる。令和2年4月1日施行に向け、遅くとも平成31年2月定例会議までに条例や規則等の制定改正を行い、春からは会計年度任用職員の募集活動が必要だったが、現時点では行われていない。市の考え方と具体的な取組について伺う。

総務部長

会計年度任用職員制度は令和2年4月1日から導入される制度であり、地方公共団体における臨時職員、非常勤職員の配置状況や業務内容、勤務形態を確認し、会計年度任用職員と特別職非常勤職員といった職の整理

中村 安雄 議員



一般廃棄物最終処分場について伺う

答弁

常総広域全体で議論を進めていきたい

一般廃棄物最終処分場については、国は自区内処理の方針を打ち出しており、菅生町の大谷津地区内に最終処分場を建設することで自区内処理が可能となり、完成後の土地利用についても多大なメリットがあると思う。処分場の建設には時間と多額の予算が必要とされるが、4市で協議を進める考えはあるか。

議員

一般廃棄物のごみ処理は合併後も水海道地区と石下地区がそれぞれ広域で処理をしている。水海道地区は、常総広域4市で処理をしている。焼却灰は県内で約70%、県外で約30%が最終処分されている。現在稼働中の県内の最終処分場が、あと6年程度で終了となる予定であり、自区内処理を進める必要がある。幸い、菅生町地内に候補地があることから、議会と執行部が共に協力し、地元関係者の同意を得て、最終処分場建設を進めるべきと考えますが、当市の取組について伺う。

産業振興部長

現状を鑑み、常総地方広域市町村圏事務組合において、平成23年度から最終処分場の検討委員会を開催し、処分場の在り方、候補地選定の考え方等を検討し、圏域内に最終処分場の建設候補地を選定すべく努めている。

市長

最終処分場建設問題は重要な案件であると認識している。先延ばしする問題ではないため、地権者や近隣住民の同意を得ることはもちろん、予算配分も含めて常総広域全体で積極的に議論し、進めていきたい。

